

松江市上下水道局建設工事関連業務委託低入札対策実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松江市上下水道局の発注する建設工事関連業務委託(業務の種類が、測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント(以下「土木コンサルタント」という。)、建築関係建設コンサルタント(以下「建築コンサルタント」という。)、補償コンサルタント及びその他建設工事関連業務委託であるものをいう。以下「業務委託」という。)に係る入札について極端な低価格入札を防止し、業務成果の品質を確保するための調査を実施するにあたり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「調査基準価格」とは、低入札調査を行う基準となる価格をいう。

2 この要領において「低価格入札者」とは、前項の調査基準価格を下回る入札を行った者をいう。

(適用対象業務委託)

第3条 この要領は、松江市上下水道局の発注する建設工事関連業務委託のうち設計金額500万円以上の業務委託(以下「対象業務委託」という。)に適用する。

2 ただし、管理者が別に定める業務については、適用対象外とする。

(調査基準価格の決定)

第4条 第2条の調査基準価格は、別表1に定める基準により各業務ごとに定め、その合計を予定価格調書に記載するものとする。

2 前項の規定は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10第2項(政令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設ける場合に準用する。

(最低制限価格の適用除外)

第4条の2 前2条の規定により調査基準価格を設ける業務委託については、政令第167条の10第2項(政令第167条の13において準用する場合を含む。)に規定する最低制限価格を設けないものとする。

(入札に参加しようとする者への周知)

第5条 対象業務委託に係る仕様書等に本要領の対象であること及び次の事項を記載し、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、資料の提出を要すること。
- (3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 低価格入札者との契約に係る措置に関すること。

(入札の執行)

第6条 入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る入札があった場合は、当該入札が低入

札対策対象業務委託となったことを宣言し落札を保留して終了するものとする。

(資料の提出)

第7条 入札執行者は、低価格入札者に対して次の各号に掲げる資料を提出させるものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由(様式第1号)
- (2) 入札価格積算内訳書
- (3) 業務履行計画書
- (4) 業務履行体制計画書
- (5) 手持ち業務の状況及び従事技術者(様式第2号)
- (6) 配置予定技術者名簿(様式第3号)
- (7) 技術者の専任配置誓約書(様式第4号)
- (8) 照査技術者名簿(設計図書で定めた場合に限る。)(様式第5号)
- (9) 手持機械の状況(測量・地質調査業務に限る。)(様式第6号)
- (10) 過去の同種又は類似業務履行実績調書(様式第7号)
- (11) その他必要と認める事項を記載した書類

2 前項の資料は、入札執行日から7日以内に入札執行者の定める日までに入札執行者へ提出するものとし、期限までに提出しない者は失格とする。

(数値的判断基準)

第8条 入札執行者は、次に掲げる基準に適合するかどうかを確認するものとし、基準に適合しない低価格入札者は、失格とする。

- (1) 低価格入札者の入札金額が、市の設計金額のうち人件費相当額の90%以上であること。ただし、人件費相当額とは、別表1の①に相当する額とする。
- (2) 低価格入札者の入札金額が、市の設計金額のうち業務価格の50%以上であること。

(落札者の決定等)

第9条 入札執行者は、低価格入札者から提出された資料により、当該業務委託の適正な履行が可能であるかを調査し、松江市上下水道局公共工事低入札価格調査委員会設置要綱に定める調査委員会において落札者を決定するものとする。

2 入札執行者は、落札者を決定したときは、その結果を入札参加者に通知するものとする。

(入札結果等の公表)

第10条 低入札価格調査を実施した業務委託に係る入札結果の公表に際しては、閲覧に供する入札調書の写しの適用欄に「低入札対策対象業務」と記載するものとする。

(低価格入札者との契約等に係る措置)

第11条 落札者と決定された低価格入札者と契約を締結しようとする場合は、次に掲げる事項を義務付けるものとする。

- (1) 対象業務について、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。
- (2) 対象業務について、前金払の金額を契約金額の100分の10以内とすること。
- (3) 管理(主任)技術者の専任配置(ただし、別表2の資格保有者とする。)

(入札参加資格の制限)

第12条 松江市上下水道局が発注した松江市上下水道局建設工事関連業務委託低入札対策実施要

領の適用を受けた 業務委託において、70点未満の業務評定成績を通知された者は、当該通知のあった日の属する年度、及び翌年度は入札に参加することができない。ただし、業務完了が3月31日までで、業務評定通知が翌年度の4月1日以降となった場合は、通知した日の属する年のみとする。

附則 この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知を行う業務委託から適用する。

附則 この要領は、令和7年1月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知を行う業務委託から適用する。

附則 この要領は、令和7年5月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知を行う業務委託から適用する。

別表 1

業種区分	①	②	③	④
(1) 測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	—	諸経費の額に 10 分の 5. 0 を乗じて得た額
(2) 地質調査業務 (一般調査業務)	直接調査費の額	間接調査費の額	—	諸経費の額に 10 分の 5. 0 を乗じて得た額
(3) 地質調査業務 (解析等調査業務)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 7. 5 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5. 0 を乗じて得た額
(4) 土木コンサルタント 業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 7. 5 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5. 0 を乗じて得た額
(5) 建築コンサルタント 業務	直接人件費の額	特別経費の額 (適判手数料除く)	技術料等経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
(6) 補償コンサルタント 業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 7. 5 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5. 0 を乗じて得た額
(7) その他の業務 ア 建設工事関連業務のうち、(1)～(6)の各号に該当しない業務	積算体系が(1)～(6)の各号の中で該当する業務に準じて算出した額			
イ 建設工事関連業務のうち、建設工事の積算体系に準拠している業務	建設工事低入札価格調査制度実施要領第 4 条の規定に準じて算出した額			

※適判手数料とは、構造適合判定手数料

別表 2

業務区分		資格保有者
測量業務		測量士
地質調査業務		主たる業務に該当する部門の技術士又はＲＣＣＭ
土木コンサルタント業務		主たる業務に該当する部門の技術士又はＲＣＣＭ
建築コンサルタント業務		一級建築士、建築構造士、建築設備士
補償 コン サル タ ン ト 業 務	権利調査等	測量士、司法書士、土地家屋調査士、補償業務管理士（土地調査）
	土地評価等	不動産鑑定士、補償業務管理士（土地評価）
	木造建物、木造特殊建物 調査・積算	一級建築士、二級建築士、木造建築士、補償業務管理士（物件）
	非木造建物調査積算	一級建築士
	付帯工作物、庭園、墳墓、 立竹木、居住者、動産 調査・積算	測量士、一級建築士、二級建築士、木造建築士、補償業務管理士（物件）
	移転工法検討	一級建築士
	機械設備、生産設備 調査・積算	委託設備に関する技術士（機械又は電気）、補償業務管理士（機械工作物）
	営業に関する調査・積算	公認会計士、税理士、補償業務管理士（営業・特殊）
	事業損失（工損）調査・積算	一級建築士、二級建築士、木造建築士、補償業務管理士（事業損）
	事業認定申請図書の作成等	補償業務管理士（補償関連）